

『玉野市史』続編（仮称）編さん業務委託公募プロポーザル募集要領

1 目的

『玉野市史』続編（仮称）は、既刊『玉野市史』（昭和45年刊行）以降における約50年を対象として本市の発展の歴史を整理・記述し編さんするものであり、編さん及び編集業務については執筆者の選定や執筆作業の進行管理など、特殊なノウハウと人材のネットワークが必要である。

また、長期に及ぶ事業であるため完成までの継続性の確保も重要であり、原稿執筆、編集校正、印刷製本、納品業務についてプロポーザル方式により最も適格と判断される最適候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 『玉野市史』続編（仮称）編さん業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年11月30日まで
- (3) 業務概要 別紙『『玉野市史』続編（仮称）編さん業務委託仕様書』のとおり
- (4) 委託料の上限額 24,303,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和4年度から令和8年度までの間、事業の進捗に応じて契約額を上限として支払う。
令和4年度の委託料の上限額は、2,052,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
支払いは、請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。
- (5) 契約保証金 必要（契約金額の10%相当額）

3 参加要件等

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明等の提出期限の時点において、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 玉野市競争入札参加者の資格に関する規程（昭和56年玉野市告示第10号）第3条に定める市長の承認を得ていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第16号）に基づく再生の手続きの申し立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) プロポーザル参加申込み時点で国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 提案期間から業務者決定の日までに玉野市から指名停止の措置を受けていない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 同種の業務に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。
- (9) プライバシーマーク使用許諾又はそれに類する個人情報保護に関する資格を所持している

こと。

- (10) 自治体史やそれに準ずる社史・学校史等（以下、「自治体史等」という。）の編集に精通し、進行管理や定期的な助言を行える者及び過去に実績のある執筆者（ライター）を確保できること。また、刊行後の資料の保管・活用等について助言できること。
- (11) 自治体史等の制作実績を直近10年以内で5件以上有すること。

4 全体スケジュール

実施内容	日時
本要領等の公表	令和4年8月16日（火）
質問書受付	令和4年8月17日（水）～8月23日（火）
質問書への回答（ホームページ）	令和4年8月26日（金）
参加申込書兼誓約書の提出期限	令和4年9月2日（金）
参加資格審査の通知	令和4年9月7日（水）
企画提案書の提出期限	令和4年9月21日（水）
企画提案書の審査（プレゼンテーション・質疑応答）	令和4年9月30日（金）予定
審査結果の通知	令和4年10月上旬予定
契約締結	令和4年10月中旬予定

5 配布様式

様式1：質問書
様式2：参加申込書兼誓約書
様式3：企画提案書の提出
様式4：企画提案書（表紙）
様式5：業務実施体制
様式6：業務経歴書

6 企画提案等に関する質問及び回答

質問は、様式第1号の質問書を電子メールにて行うものとし、訪問や電話等での質問は受け付けない。なお、質問は参加申込書兼誓約書、企画提案書等提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関し受け付ける。

(1) 受付期限

令和4年8月17日（水）～8月23日（火）17時00分（必着）

(2) 提出先

事務局：玉野市教育委員会社会教育課（E-mail:syakaikyoku@city.tamano.lg.jp）

(3) 質問書への記載事項

法人名、担当者名、電話番号、メールアドレス、質問内容

送信メールの件名は、「『玉野市史』続編（仮称）編さん業務委託 質問」とする。

(4) 質問に対する回答

質問及び回答について、令和4年8月26日（金）までに市ホームページ上に掲載する。
なお、本回答は、本要領及び仕様書の追加または修正として扱い、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては回答しない場合がある。

7 参加申込書兼誓約書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年9月2日（金）17時00分（必着）

(2) 提出先

事務局：玉野市教育委員会社会教育課

(3) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書（様式第2号） 1部
- ②業務実績調書（様式は任意） 1部

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は提出期限必着とし、配達記録が確実に残る方法により送付すること。

(5) 書類審査

提出した書類に基づき審査を行う。企画提案への参加の可否は、令和4年9月7日（水）に参加表明をした者全員に対し電子メールにて通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年9月21日（水）17時00分（必着）

(2) 提出先

事務局：玉野市教育委員会社会教育課

(3) 提出部数

各7部（正本1部、副本6部）

(4) 提出書類

- ①企画提案書の提出について・・・（様式第3号）
- ②企画提案書（表紙）・・・（様式第4号）
- ③企画提案内容・・・・・・・・・・（様式は任意、次のとおりの内容を記載すること）
 - ・編さんの基本方針の実現方法
 - ・構成・目次
 - ・資料の収集・調査
 - ・整理・分析
 - ・原稿執筆
 - ・編集校正
 - ・印刷製本

・工程表（制作スケジュール）

④業務実態体制・・・・・・・・・・（様式第5号）

⑤業務経歴書・・・・・・・・・・（様式第6号）

⑥経費見積書・・・・・・・・・・（様式は任意、次のとおりの内容を記載すること）

- ・契約期間は、令和4年度から令和8年度までとし、各年度における支払金額は令和4年度は2,052,000円以内、令和5～7年度以降はいずれも企画提案における各年度の見積額がその年度の業務量及び積算額に妥当性があると認められる金額とする。
- ・支払いは、各年度末に1回払いを予定し、報告書（前月の作業進行状況について翌月15日までに書面で市に報告する）及び「工程表（制作スケジュール）」で定めた工程が着実に進んでいることを示すデータ・原稿等を確認の上、受託者の請求に基づき支払うものとする。
- ・令和8年度については、成果物の納品等すべての委託業務終了後、支払うものとする。
- ・経費見積書は、令和4年度から令和8年度までの年度ごとの見積額と全体の総額が分かる見積書とし、年度ごとの見積書は、内訳として工程表に記載した各年度の予定業務ごとに見積金額の算出根拠を記載し、消費税及び地方消費税は別途明示する。
- ・全体の見積合計金額には消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

（5）提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は提出期限必着とし、配達記録が確実に残る方法により送付すること。

（6）企画提案書の記入上の留意事項

- ①文章の文字サイズは、10.5ポイント以上、図の解釈等は8.0ポイント以上とし、ページ数は10ページ程度とする。
- ②企画提案書のサイズはA4判縦を基本とし、A3判を添付する場合は折り込み添付とする。
- ③添付する工程表の様式は自由とするが、各年度における作業工程種別ごとに業務の進捗計画を記載する。

9 最適候補者の選定方法

- （1）最適候補者は、参加申込書兼誓約書及び企画提案書を提出した者の中から選定する。
- （2）プロポーザル方式により最適候補者を決定するにあたり、「『玉野市史』続編（仮称）編さん業務委託プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。
- （3）選定委員会は、提案書等の内容について書類審査と企画提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、下記に基づき評価し、選定委員の平均評価点の最も高い者から順に、最適候補者並びに次点候補者1者を選定する。ただし、選定委員会で審査した結果、その平均評価点が100点満点中60点に達しない場合は選定しないものとする。

評価項目及び配点

- ①企画提案（企画・執筆・編集） 25点
- ②サポート体制、進行管理・業務推進体制 35点

- | | |
|------------------|-----|
| ③校正体制 | 15点 |
| ④印刷・製本 | 10点 |
| ⑤見積金額の妥当性 | 10点 |
| ⑥その他（特別な提案に加点する） | 5点 |
- (4) 本プロポーザルへの参加表明者が1者の場合でも、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
- (5) 審査結果（参加者数、最適候補者名及び次点候補者名）は、市ホームページで公開するとともに、参加した全ての事業者に通知する。

10 プロポーザル選定会

(1) 日程

令和4年9月30日（金）予定

時間等の詳細は、参加申込書兼誓約書及び企画提案書の提出のあった者に別途通知する。

(2) 場所

玉野市役所会議室

※新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる場合あり

(3) 内容

プレゼンテーションは1者20分以内、質疑応答は1者10分程度とする。

プレゼンテーション及び質疑応答に参加できる人数は、1者あたり4人までとする。

プレゼンテーションは非公開とする。

原則として、管理責任者となる予定者は出席すること。

(4) 結果通知

令和4年10月上旬（予定）に書面にて通知

※結果はすべての提案者に書面にて通知するが、通知後の審査内容についての問い合わせには一切応じない。

11 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽記載があった場合

(2) 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

(3) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにも関わらず期限内に提出されなかった場合

12 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語と日本円とする。

(2) 提案は1者につき1提案限りとする。

(3) 企画提案に要する経費については、すべて提案者の負担とする。

(4) 提出書類一式は、提案者であっても返却しない。

- (5) 情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象となるが、公開することでその者の権利、競争上での利害があると認められる情報は非公開となる場合があるので、市から連絡があった場合申し出ること。
- (6) 『玉野市史』続編（仮称）編さん業務仕様書は事業者選定にあたり市の考え方をまとめたものであり、契約締結時に市と受託者双方が協議の上、内容を確定し変更することができるものとする。
- (7) 企画提案書は、契約締結時に市と受託者双方が協議の上、内容を確定し変更することができるものとする。
- (8) 最適候補者が失格となった場合または契約が不調の時は、次点候補者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

13 事務局

玉野市教育委員会 社会教育課 市史編さん室
〒706-8510 岡山県玉野市宇野一丁目 27 番 1 号
電話 0863-32-5577
E-mail syakaikyoku@city.tamano.lg.jp